

事務連絡  
令和2年4月27日

各  
都道府県  
指定都市  
中核市

|                   |    |
|-------------------|----|
| 生活保護制度担当課(室)      |    |
| 生活困窮者自立支援制度担当課(室) | 御中 |
| ホームレス自立支援担当課(室)   |    |

厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

本年の大型連休における、生活困窮者支援等に関する協力依頼について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年4月16日、新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第3号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言が、全都道府県に対してなされている状況です。

こうした状況の中、本年5月2日から6日までの5連休において、今般の新型コロナウイルスの影響により、居所を失った又は居所を失うおそれのある方、その他の生活に困窮した方への対応が至急必要となることがあると考えられます。また、住居確保給付金の支給対象の拡大等に伴い、それらの相談への対応も求められるところです。

このため、必要な相談体制が適切に確保できるよう、特に相談が多く見込まれる自立相談支援機関の窓口や福祉事務所等の臨時的な開所、電話等による相談体制の確保、その他の地域における連絡体制の確保など、連休中の相談体制の確保について、管内自治体や委託事業者等の関係機関と連携し、地域の実情に応じて対応いただくよう、お願いいたします。

また、生活保護制度においては、連休中の主な取扱いとして別紙のとおりお示ししておりますので、改めて、適切に対応頂きますようご配慮いただくとともに、今般の緊急事態宣言期間中に、福祉事務所において相談対応ややむを得ず窓口での保護費の支給を行う場合は、対人距離を確保した上でマスクを着用する等、感染のリスクを最小限にするよう配慮した上で実施いただくようお願いいたします。その他、緊急事態宣言期間中の保護の取扱いについては添付の一連の事務連絡も参照しつつ、適切に対応頂きますようお願いいたします。

生活困窮者自立支援制度の相談等の対応にあたっては、「新型コロナウイルス感染

防止等のための生活困窮者自立支援制度における対応について」(令和2年4月7日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)を参考に、電話の積極的な活用などを通じて感染の拡大防止にご配慮ください。この場合、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業及び一時生活支援事業の実施に伴い発生した費用については、補助協議に応じますので、国庫補助の活用もご検討ください。

さらに、連休中に生活困窮者支援団体等が各地域で実施する宿泊場所や食事の提供等の支援活動について、NPO法人ホームレス支援全国ネットワークより情報提供いただく予定ですので、追ってお知らせします。

なお、各自治体においては、こうした対応について、ホームページに掲載する等、住民の方への広報についてもご対応をお願いいたします。必要に応じて、都道府県で情報を取りまとめるなどご協力をお願いします。

## ○ 関係通知抜粋

- ① 「生活保護法に係る保護金品の定例支給日が地方公共団体等の休日に当たる場合の取扱いについて」（平成4年10月12日社保第55号厚生省社会局保護課長通知）

生活保護に係る保護金品の支給日については、各実施機関において特定の支給日（以下「定例支給日」という。）を定めており、定例支給日が地方公共団体又は金融機関の休日（以下「休日」という。）に当たる場合の取扱いは実施機関により異なっているところであるが、より一層の受給者サービスの向上を図るため、定例支給日が休日に当たる場合は、支給日を繰り上げ、その直前の休日でない日とすることが望ましいと考えられるので、管下実施機関及び関係機関に周知徹底を図り、平成4年12月までにその実施ができるよう、御配慮願いたい。

なお、保護費の会計年度が4月1日から翌年3月31日までと区分されていることとの関係上、4月の定例支給日が休日に当たる場合であって、前記の方法によると前月に支給すべきこととなるときは、4月の最初の休日でない日に支給すべきものとなるので、念のため申し添える。

- ② 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（抄）

### 第2編 問28（休日、夜間における受診確保）

問 休日、夜間等の福祉事務所閉庁時において急病のため受診する必要がある場合、医療券がないため一時的に医療費の支払いを余儀なくされることも予想されるが、その対応策はどのようにすればよいか。

答 福祉事務所閉庁時において急病になった場合は、とりあえず指定医療機関で受診し、翌日速やかに傷病届を提出して当該医療機関に医療券又は診察依頼書を届けることになるが、設問のような事態に対応するため、あらかじめ地域の医師会等と協議し、適切に受診できるような措置を講じておくことが適当である。

- ③ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）（抄）

### 第10 保護の決定

問2 土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差しつかえないか。

答 医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼり保護を開始して差しつかえない。